

第32回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年9月21日（木）18：30～21：10
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 土谷委員、大原委員、杉原委員、岡本委員、大江委員、清野委員、小森委員、
西島委員、平田委員、菅野委員、宮田委員、三浦委員、高崎委員、小室委員、
遠國委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

<事務局から概況を説明>

第7章 議会 （事務局）

庁内検討委員会修正案を説明の上、順に進めていきたい。

（1）は文言修正なので問題ないと思う。（「把握し、活動する」を「把握し活動する」に修正。）

（2）は「議会及び議員の政策立案機能」を「議員の政策形成及び立案能力」にしてはというもの。「政策立案」だと政策形成過程である課題、立案、決定、実行、評価のうち一部しか表現していないのではないかというもので、「政策形成」とした方がより広く表現できるというもの。

（3）は「調査・法務機能」の「・」という表現が好ましくないのではないかとということで、「調査機能及び政策法務機能」としていたが、起草部会において「調査機能及び法務機能」でいいのではないかとということになった。

（4）は「あたり」を「当たり」と漢字表記にしたもの。

（5）は「請願及び陳情」に「町政」という言葉を加え「町政に係る請願及び陳情」にした方がよいのではないかとというもの。請願と陳情については、国政に係わるものも出てくると思われるが、この条例の対象は町政に係るものであるため限定したもの。

①「町民等」となっているが、「町民」の中に色々な団体を含め定義づけているので「等」は不要ではないかとというもの。

（6）不要な点をとるもの。

（A）と（7）については、庁内検討委員会で表現として若干の修正をしたが、起草部会において「（議会主催の政策会議を）年1回以上開催することにより町民が議会の活動に参加できるようにする」と修正してはどうかというもの。ここでの町民参加の意味は、町民と議会が意見交換できる場を設けるということであり、分かりやすく表現するためということで起草部会において検討されたもの。

②については、「町民の評価が的確になされる」という部分でご意見が提出されているが、重要なことは町民に過程が見えるような決定をしてほしいということから、「議会が情報提供の充実を図り、議会における意志決定過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供する」というような内容に修正してはどうかというもの。

（9）は語尾の表現の修正。

（10）は「論点、争点」の点を「及び」に変えたもの。

（11）は「出席を要請された町長」という表現について、他団体の条例でも同様の表

現となっているが、元来町長は議会からの要請で出席していることからこの部分の記載は不要ではないかというもの。

(12) から (14) について、一つの文章に「議会は」と「議長は」と二つの主語がありおかしいのではないかということで、「議会は」という主語の文章とし、「本会議等」という表現で括らずに「本会議、常任委員会、特別委員会等」と明示してはどうかというもの。また③の「(本会議等への)出席」については「出席要請」が正しい表現であるので修正している。それらを踏まえ庁内検討委員会案は「議案は、議員による討論の場であることを十分認識し、町長等に対する出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければなりません」としてはどうかというもの。

(15) 「町長提出議案及び町民提案等」について、法制的に「等」を使用する場合は「及び」を使用しないので「町長提出議案、町民提案等」と修正したもの。

(16) については、「政策、条例、違憲等の議案の提出」という表現を「政策提案」というすっきりした表現に修正したもの。

以上について、ご意見等出していただきたい。

(委員長)

単なる文言の修正である(1)、(4)、(6)、(9)、(10)、(15)はこれでいいのではないか。

(事務局)

単なる文言の修正であるので問題ない。

(委員長)

これらの部分はよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(2) について、まずはアドバイザーの意見を伺いたい。

(アドバイザー)

行政職員と議員は一本ではない。あえて「政策形成」や「立案能力」という記述をしながらも原案のままで達成されるのでは。

(委員)

この部分については議会では特に意見はなかった。

(委員)

「能力」は個人、「機能」は議会全体という意味合いがあるのでは。原文のまま「機能」とした方がいいのではないか。

(委員長)

議会の政策形成とはどんなイメージか。

(事務局)

町民が何を求めているのか、今どのようなニーズがあるのか、そういった政策が立案に至るまでの過程。

(委員)

原文のままが分かりやすい。

(委員)

庁内検討委員会では形成があって立案があるというプロセスを重要視している。今のはやりでもある。

(委員長)

原文の意味するところは、議会機能の中で提案を促進してほしいということが述べられているのではないのか。さらに議会の能力を高めるサポート役としての議会事務局の機能充実を図らなければならない。

(委員)

「議会の調査・法務機能」については、議会事務局の人事に及ぶことなので、町の協力がないと難しい。

(委員長)

人事異動や、研修などを含め職員の能力をどう能力を高めていくのか。事務局が人を雇うということにはならないので、町の姿勢が問われることになる。

(事務局)

議会の意見としては、機能を充実するのであれば執行側、首長側の担保が必要になるというものが多い。ただ、組織上独立していることから、規定することは難しいという内容での回答案となっている。

(委員長)

議会事務局の機能、能力など、議会だけでは完結できない。人事異動や職員採用を含め町と協働してやるのが担保されなければ、議会としては限界であろう。

町も協力して取り組むとしてはどうか。

(アドバイザー)

議会としての独立性はどうなるのか、ということにならないか。

(委員)

条文上の担保はとれないとは思いますが、議会側からすると人事は意に沿わない、予算もないという強い思いがある。

(委員)

この文体で異論はないが、町も最大限努力するというのを、条文ではなく解説にでも書くことが大事だと思う。

(委員長)

町長の責務では「町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません」といっている。これは議会も含めてのことだと思う。

(事務局)

事務局の充実と謳えば、自ずと人事権や予算編成など、町長がやらなければならない。あとはお互い協力して充実させていくとしかならない。

(委員)

文書としてはたたき台のままとし、庁内検討委員会の案については議会で議論してはどうかと思う。

(委員)

この文案を入れることについては議会も分かっているが、ただの絵空事の文案であれば何もならない。

(委員長)

では、この部分は原文のままとし、「町民会議では」の中に論議があったことを盛り込むということでどうか。

(事務局)

(2)については「議員」という個人に「機能」という組織に対する表現を利用しているのでどうなのかという意見があったことについてはいかがか。

(アドバイザー)

「議会及び議員の」を削除すればいいのではないか。

(委員)

この項目は議会の責務であるから、議会のことだけ謳ってればいいのではないか。

(委員)

「議会及び議員の」は削除すればよい。

(事務局)

ではこの項目は「議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければなりません」ということでよろしいか。

(委員)

それを基本に伝わりやすい言葉に直してもらえればよいし、このままでもよい。

(委員長)

では今のとおり修正してよろしいか。

〈出席委員了承〉

(事務局)

(3)については、法制に基づく修正なので「調査機能及び法務機能」としたいがいかがか。

(委員長)

案のとおりでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(5)について、なぜ町政に限定したのか。町民の権利を狭めすぎるのではないか。

(委員)

大きな意見で国政に係わってくれば、それが町民にはね返ってくる。

(委員長)

町で完結できない問題はたくさんある。せっかくの基本条例が生きてこないのでは。

(委員)

町民の利益になるかどうかを議会が判断するので、町に全く関係ない請願が出されても通っていかない。

(委員長)

例えば、以前あった道路特定財源の問題についても、国の施策であるが、町にも極めて重要な問題であったが、このことについての請願があったとき、町政の問題でないからといって政策に反映しないかということ、非常に狭めた話になってしまう。

(委員)

だいたい全て町民に係わってくる。

(委員)

原文の方がよい。

(アドバイザー)

みなさんのご意見のとおりと思う。

(委員長)

ではここは原文のままでよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

続いて(7)、(A)についてはどうということか。

(事務局)

庁内検討委員会から「町民が議会の活動に参加できるように」という表現によって、町民が本会議などに参加することを求められるといったような誤解を与えるのではないか、ということから、この部分を削除してはどうかというもの。

(委員)

議会でも同様の意見が出ている。

(委員)

素人の目から見ても、本会議に入るということではなく、政策会議の開催により議員と話す機会ができる、というように読めるが。

(委員長)

誤解を与えることはないと思われるが。

(委員)

庁内検討委員会の案（「町民が～のとおり」）のとおり削除し、「政策会議を年1回以上開催し、政策提案の拡大を図るものとします」としても通じると思う。

(委員長)

誤解を招かないよう削除してしまうという意見が出たがどうか。

(委員)

消しても目的は達成される。

(委員長)

削除するということではよろしいか。

〈出席委員了承〉

(事務局)

(8)については、前の項目2で「町民による政策提案」という言葉が使われていることから、この項目3で使われている「政策提案」についても、「町民自身の政策提案の拡大」と読み取られないかという心配から意見がでたもの。

(委員長)

心配はない。みなさんよろしいか。

〈出席委員了承〉

(事務局)

②については、議会から「町民の評価が的確になされるよう」という部分を削除すべきという意見が出されたことから、町民はどういう過程で政策決定をしているかを知りたいということを踏まえ、この部分を削除し修正案（「議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意志の決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします」）のとおりとしてはどうかというもの。

(委員長)

それはそうかもしれない。情報提供は評価されるために公表するものではなく、説明責任によるもの。

(委員)

評価とは何かということで、過程や結果など記載しており、修正案の方がわかりやすい。

(委員)

評価されるのは当たり前であるが、これだけで評価されるのはいかがか。

(委員長)

修正案に置き換えるということではよろしいか。

〈出席委員了承〉

(事務局)

この部分で議会から政策会議の回数について意見があった。

(委員)

年1回以上という回数について、何を根拠にしているのかという意見があった。

(委員)

回数を入れておかなければ、開催されないということもあるので、最低回数を記載しておくべきではないか。

(委員)

会議をやっていく中で、町民からの意見が出れば、複数やるようにしていけばよい。回数を明記しておかないと開催されないおそれもあるので、町民としては最低1回は開催するとしておけば安心すると思う。

(委員)

定例会は4回あるのだが、定例会毎に開催しなければならないのか気にしていた議員がいた。

(委員長)

年1回と明記されているので、後は議会の判断に委ねることではないのか。

(委員)

前の項目になるが、請願及び陳情の審議においては提案者の意見を聴く機会を全て設けなければならないとなっている。審議となると議長に対する提出の際の説明とは違う。

3 その他

次回の会議は、10月7日(木)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。